令和８年（フ）第２４６号
沖縄県うるま市石川二丁目26番４号　民宿レキオ
債務者　松本　　忠
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２５８号
沖縄県沖縄市与儀１丁目34番25号
債務者　仲宗根世知子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第６２３６号
東京都板橋区舟渡２丁目11－６－307
債務者　澤村　義則
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２６６号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷３丁目３－14－101
債務者　六反　美月
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７２号
東京都杉並区方南２丁目22－１－201
債務者　羽子田信行
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１５号
東京都北区桐ケ丘２丁目15－１－821
債務者　太田　　潔
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１７号
東京都練馬区西大泉１丁目35－６－101
債務者　鐘ケ江　毅
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１９号
東京都江戸川区松本２丁目３－13
債務者　牛込　えみ
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２３号
東京都葛飾区新小岩１丁目53－２－603
債務者　石渡戸　望
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２４号
東京都練馬区南大泉４丁目35―11　メープルＭＨ５－104
債務者　竹井　恭馬（旧姓徳永）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３６９号
東京都文京区千石２丁目９－１
債務者　白坂　千春
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３７３号
東京都葛飾区西亀有２丁目37－３－504
債務者　川田　絵美（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３７１号
東京都江東区南砂４丁目４－20－1302
債務者　亀井　大空
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７１８号
大阪市東成区東今里３丁目20番21号　ＣＯＲＴＥＳＩＡ東今里　303号
債務者　沼口　希来
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１１５号
大阪府守口市梶町３丁目46番１号
債務者　鯨岡　大智
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２４９号
大阪市西成区橘３丁目２番28号　Ｈ－ｍａｉｓｏｎ天下茶屋Ⅱ　204号
債務者　中浦　椿希
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部